

令和 7 年度 生徒指導細則



沖縄県立首里東高等学校

目 次

頁

第1 生徒指導方針

- | | | | |
|--------------|--------------|-----------|---|
| 1. 生徒指導の定義 | 2. 生徒指導の目的 | 3. 生徒指導目標 | |
| 4. 生徒指導基本方針 | 5. 生徒指導の基本姿勢 | 6. 努力目標 | 1 |
| 7. 生徒指導の組織体制 | | | 2 |

第2 生活指導

【基本的生活習慣の指導（1-6）】

- | | | | | |
|--------|------------|----------|---------|---|
| 1. 遅刻 | 2. 無届欠席 | 3. 中抜け欠課 | 4. 下校指導 | 3 |
| 5. 身なり | 6. スマートフォン | | | 4 |

【規範・安全指導（7-20）】

- | | | | | |
|----------------------------|-------------|----------|---------|---|
| 7. 校内への持ち込み禁止 | 8. アルバイト | | | |
| 9. 深夜徘徊 | | | | 5 |
| 10. 暴力行為、暴言 | 11. 金銭の取り扱い | 12. 盗難防止 | | |
| 13. 情報漏洩 | 14. 不正行為 | | | 6 |
| 15. 喫煙 | 16. 飲酒 | 17. 薬物関係 | 18. 入れ墨 | 7 |
| 19. 校内の風紀を乱し、学校生活の安全を脅かす行為 | | | | |
| 20. その他 | | | | 8 |

第3 交通安全指導

- | | | | |
|----------|---------|---------|---|
| 1. 自転車通学 | 2. 車両運転 | 3. 免許取得 | 9 |
|----------|---------|---------|---|

第4 いじめについて

9

第5 問題行動の対応について

- | | | |
|---------|-------------|----|
| 1. 指導規程 | 2. 指導内容について | 10 |
|---------|-------------|----|

第6 校則見直しについて

- | | |
|-------------|----|
| 校則見直し・手続き方法 | 11 |
|-------------|----|

第1 生徒指導方針

1. 生徒指導の定義

生徒指導とは、生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

2. 生徒指導の目的

生徒指導は、生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

*生徒指導において発達を支えるとは、児童生徒の心理面（自信・自己肯定感等）の発達のみならず、学習面（興味・関心・学習意欲等）、社会面（人間関係・集団適応等）、進路面（進路意識・将来展望等）、健康面（生活習慣・メンタルヘルス等）の発達を含む包括的なものである。

3. 生徒指導目標

- （1）全職員による「その場指導」の徹底
- （2）部活動加入率の向上
- （3）家庭と連携した基本的生活習慣などの確立

4. 生徒指導基本方針

- （1）各部署との連携を密にとり、全職員で生徒を育てる。
- （2）ホームルーム、生徒会、部活動の充実と強化を図る。
- （3）校内施設の環境美化保全。
- （4）健康の大切さを自覚し、さらに増進させる態度の育成。

5. 生徒指導の基本姿勢

1. 生徒の内面に訴えるような、対話による指導。
2. 部活動、学校行事の活性化。
3. 生徒会定例会やリーダー研修会、各種委員会の開催。
4. 地域への貢献活動や連携による指導（地域美化、夜間補導など）。
5. 校内施設の整備及び学校緑化の充実。
6. 分担区域の清掃指導及びゴミ分別指導の徹底。
7. 健康診断の実施と事後処理の徹底。
8. 健康に関する資料の収集と提供。
9. 個に応じたヘルスカウンセリングの充実。
10. 教育相談体制（教育相談委員会・ケース会議、拡大学年会等）の連携強化。
11. 委員会活動の活性化

7. 生徒指導の組織体制

	係 名	分 掌 内 容	担当者
生徒支援部 (生徒指導)	企画	①部の企画運営 ②外部団体との連絡調整 ③各種調査の作成と提出 ④警察との補導に関する連携 ⑤生徒指導に関わる関係機関との連携 ⑥生徒支援委員会 ⑦全体集会の集合指導 ⑧生活委員との連携 ⑨各部との連絡調整 ⑩行事等での巡回、立ち番計画 ⑪制服業者との連絡・調整 ⑫学校生活アンケート	
	1 学年担当 部活動指導	①当該学年の懲戒指導及び特別指導(事実確認、生徒指導員会、提案、言い渡し、勤怠) ②学年部との連携 ③部顧問割り当て ④部員名簿作成 ⑤部顧問会・部長会 ⑥県総体・新人大会に関すること ⑦外部指導員・コーチに関すること ⑧生徒派遣委員会 ⑨部室の管理 ⑩部活集会に関すること	
	2 学年担当 (2 学年主任)	①当該学年の懲戒指導及び特別指導(事実確認、生徒指導員会、提案、言い渡し、勤怠)、②学年部との連携 ③修学旅行に関すること(業者とのやりとり)、④学年会の発足に関すること ⑤親睦オリエンテーション補佐	
	3 学年担当 交通安全	①当該学年の懲戒指導及び特別指導(事実確認、生徒指導員会、提案、言い渡し、勤怠) ②学年部との連携 ③身なり指導に関する基準(企画と協議) ④交通安全講話の企画と実施 ⑤登下校の交通安全指導 ⑥免許・車両所持者の登録と指導(自転車も含む) ⑦校内外の巡回指導	
	生徒会	①中央委員会 ②生徒会役員選挙 ③生徒総会 ④各種委員会指導 ⑤生徒会行事の企画・運営 ⑥各種調査の作成と提出	
	生徒会② 部活動指導②	①生徒会活動に関する業務の企画・運営・補佐 ②LHR の年間計画 ③生徒身分証明書の購入・発行 ④県総体総合開会式の引率 ⑤親睦オリエンテーション企画・来年度準備(運営は学年会) ⑥生徒会実績入力 ⑦部活動予算の提示及び審議	
	庶務	①遅刻指導(当番割り当て) ②諸資料の印刷、掲示 ③教室整備など、環境整備に係る仕事の補佐 ④学校徴収金(学級費)、⑤懸垂幕に関すること、⑥生徒会会計	

第2 生活指導

基本的生活習慣の指導（1-6）

1. 遅刻指導について

遅刻	定義	朝のSHRの始業ベルが鳴り終わるまでに教室または集会時の体育館に入室・入館していない場合、遅刻とする（クラス間で誤差がないようにする）。
	対応	①午前8時45分以降に登校した場合、事務室前で遅刻指導をしている担当職員から「入室許可証」を受けとってから入室させる。 ②9時以降に登校した場合、職員室で入室許可証を受け取ってから入室させる。 ③途中登校により入室許可証を発行していない生徒については、担任はその日のうちに必ずもらうように指導する。 ④校時中の遅刻は入室許可発行時間ではなく、教室への入室時間とする。
	指導	無届の遅刻は運用規定に準じて指導する。
		※ 学期毎の累積回数とし、新学期は新たにカウントを始める。 ※ 朝のSHR開始前に各クラス担任は廊下に立ち、始業ベルが鳴り終わるのを近隣の担任と共通確認した上で教室に入るようにする。 ※ 毎朝午前8時45分から9時まで、事務室前（全校集会時は体育館入り口）で遅刻指導を行う（副担任を中心に輪番制で行う）。 ※ 下記の2点のいずれかに該当する場合、担当者が管理者の確認の上、遅刻取り消しの判断を行う。 ①10分以上の遅延証明書が発行され、担当者や担任に提出している。 ②注意警報が出ている場合

2. 無届欠席指導について

無届欠席	定義	保護者からの届出がなく欠席した場合を、無届欠席とする。
	指導	無届欠席は運用規定に準じて指導する。
		※ 学年毎（一年間）の累積回数とする。

3. 中抜け欠課指導について

中抜け欠課	定義	正当な理由のない途中下校、または校時中の中抜け（昼休みを含む）を、中抜け欠課とする。
	指導	初回から指導の対象とし、運用規定に準じて指導する。
		※ 学年毎（一年間）の累積回数とする。 ※ 無断で中抜けし、昼休みの弁当購入等も該当する。 ※ 早退や正当な理由で一時外出する場合は、原則として担任が「外出許可証」（様式8）を発行する。

4. 下校指導について

一般生徒の下校時間は午後5時とし、部活動後は午後7時とする。

※ ただし、関係職員の許可を得ればその限りではない。

5. 身なり指導について

以下の項目に関して、全職員での「声かけ・注意」を行い、改善の意思がある者については、各学年支援部担当と相談し、身なり改善までの猶予を与える。

指導に応じない場合保護者へ連絡し、運用規定に準じて指導する。

	指導対象	指導方法
服装に関する事項	・ 指定外のシャツ、短いスカート等 ※ ポロシャツ、トレーナー、部着等 ※ 無許可の体育着登校	①その場指導(その場で直せないものは支援部で対応)。 ②指導に応じない場合は各学年支援部担当による口頭注意・保護者への連絡を行う。 ③さらに指導に応じない場合、運用規定に準じて指導する。
	・ ネクタイ、リボンなし ※ 着用の緩和時期は、生徒支援部が周知する。	①その場指導 ②指導に応じない場合は各学年支援部担当による口頭注意を行う。
	・ 他人のジャージを着用：ネームを剥がし、自分の名前を入れる (兄弟のお下がりはそのままでよい)。 ・ シャツ出し：シャツの裾を曲げるのではなく、きちんとズボン中に入れさせる。 ・ ズボン裾まくり：裾を真っ直ぐ伸ばさせる。 ・ スカート曲げ：裾が膝にかかる程度になるよう戻させる。 ・ ベルトなし：休み時間に支援室・学年室から借りさせる。 ・ サンドル：運動靴へ履き替えさせる。	
	※ 制服は基本、(シャツ) + (ネクタイ or リボン) + (ズボン or スカート)を着用する。儀式的行事(式典)や防寒としてブレザーを着用する。 ※ 制服の衣替え期間は設定しない。ただし、儀式的行事では事前に装いを周知し、身なり指導を行う。 ※ 大雨の日は体育着やサンダル等での登校を認めるが、登校後、朝のSHR 迄に制服・運動靴に必ず着替えること。 ※ 異装許可証(様式4)は「雨で制服が濡れた」「けが等で制服の脱着が困難」等で体育着を着用する際に担任が発行する。	
化粧・装飾に関する事項	・ マニキュア ・ カラコン ・ 色つきリップ、化粧、茶眉	①その場指導(翌日までに直すように指導を行う)。 ②指導に応じない場合は各学年支援部担当による口頭注意。 ③改善に応じない場合は保護者へ連絡を行う。 ④さらに指導に応じない場合、運用規定に準じて指導する。
	・ ピアス、ネックレス、指輪 等	はずさせて生徒に返す。
髪に関する事項	・ 染髪、脱色 ・ 奇髪(ライン等) ・ ウェブパーマ、エクステ(睫毛含む)	①各学年支援部担当が指導を行い、身なり改善までの猶予を与え、保護者への連絡を行う。 ②さらに指導に応じない場合、運用規定に準じて指導する。

6. スマートフォンに関する指導について

校内での使用	定義	スマートフォン等を校内で使用について運用規定に準じて指導する。
	指導	①使用している場合は、口頭注意を行う。 ※注意に応じない場合は取り上げて良いが、管理等の問題があるため、授業内や当日中に返却すること。 ②さらに注意に応じない場合は、各学年支援部担当による口頭注意を行う。 ③それでも改善が見られない場合は保護者へ連絡、運用規定に準じて指導する。
		※ 授業で使用する場合は、職員の許可を得て使用すること。 ※ 緊急な連絡の必要が生じた場合は、職員の許可を得て使用すること。 ※ iPod 等音楽メディアプレーヤー、充電器についてもスマートフォン等と同様の指導を行う。 ※ 許可の無い撮影や誹謗中傷の投稿を行った場合は、懲戒指導もあり得る。

7. 校内への持ち込み禁止に関する指導について

学習活動に必要なもの以外を校内へ持ち込むことは原則禁止とし、持ち込んだ場合は、預かり指導を行う。預かったものは各職員で保管するか、生徒支援部に渡す。ただし、生徒のクラス・氏名等は確実に把握し、管理には十分注意を払う。

※持ち込んだ物によっては、運用規定に準じて指導を行うこともある。持ち込んだ物は、学期末に返却する。

8. アルバイトに関する指導について

(1) アルバイトは原則として禁止する。

(2) やむをえずアルバイトを行う場合は、次の書類を生徒支援部から受け取り、支援部主任へ提出する。

①アルバイト届出用紙(様式9) 、 ②アルバイト誓約書(様式10)

※ 居酒屋など酒類を提供することを主な目的とする店や、娯楽・遊技場など未成年者立入禁止 場所でのアルバイトは禁止する。

※ その他、高校生としてふさわしくないと学校が判断した場合は、これを認めない。

9. 深夜徘徊に関する指導について

深夜徘徊	定義	午後 10 時～午前 4 時に保護者同伴なく、外出することを禁止する。 (沖縄県青少年保護育成条例では、午後 10 時～午前 4 時は深夜徘徊として補導対象。)
	指導	上記の定義について違反した場合、運用規定に準じて指導する。
		※ 18 歳以上でも深夜の外出は事件事故に巻き込まれる可能性が高いため、在学中は指導対象です。

10. 暴力行為：対人（対教師含む）・対物（器物破損含む）、暴言

暴力行為・暴言が発覚した場合、生徒指導委員会にて指導内容を検討し、運用規定に準じて指導する。

11. 金銭の取り扱いについて

- （１）校内における金銭の貸し借りや受け渡しは禁止し、運用規定に準じて指導する。
- （２）賭博行為（金品の授受があるもの）は懲戒指導とする。

12. 盗難防止指導について

盗難の未然防止への意識を高め、盗難を起こさせない雰囲気づくりに努める。

- （１）移動授業中の空き教室には、他のクラスの生徒は無断で出入りしない。
- （２）貴重品（サイフなど）は、教室や更衣室に置かない（大金を学校に持ってこない）。
- （３）授業中は校内を自由に出歩いたり、更衣室や部室に出入りしない（持ち物検査を行う場合有り）。
- （４）教室を移動する場合は、必ず鍵を掛ける。
- （５）更衣室や部室および教室に、制服（衣類等）を翌日まで置いたままにしない。
- （６）不審な人を見つけたら、職員に連絡する（生徒支援部への情報提供など）。
- （７）窃盗が発覚したした場合、懲戒指導とする。

13. 情報漏洩

校内や個人の情報を無断で外部に持ち出した場合、運用規定に準じて指導する。

14. 不正行為に関する指導について

不正行為	定義	①カンニング等の不正行為を禁止する。 ※ 考查中に携帯電話等を使用・操作・閲覧した場合は、不正行為とみなす。 ※ 共同行為、幫助も同様とする。 ②文書偽造等の不正行為を禁止する。
	指導	上記の定義について違反した場合、懲戒指導とする。
	※ 考查中に不正行為を見つけた場合は、証拠品を取り上げて受験を停止させ、生徒支援部に連絡する。 ※ 当該科目は０点となり、以後のテストは別室で受験させる。	

15. 喫煙（電子タバコ・加熱式タバコ）に関する指導について

喫煙	定義	喫煙に関して、以下の行為を禁止する。 ・喫煙する。 ・20歳未満が喫煙している場に同席する。 ・タバコを所持する。 ・ライターを所持する。 （電子タバコを禁止し、指導する根拠） ①「電子タバコ」は「従来のタバコの代替品として開発されたもの」であり、20歳未満の使用は想定されていない。 ②「電子タバコ」は中身の液体を自分で入れ替えることができるなど内容成分等の安全性の確認が困難である。 ③その行為が傍目には喫煙との区別がつかない。 上記①②③のことから本校においては喫煙等の指導と同じ以下の行為を禁止する。 ・電子タバコを使用する。 ・20歳未満が電子タバコを使用している場に同席する。 ・電子タバコを所持する。
	指導	上記の定義について違反した場合、懲戒指導とする。
	※ 同席以外の指導が2回以上になった場合は、病院で行っている「禁煙セミナー」等の受講を義務づける。	

16. 飲酒に関する指導について

飲酒	定義	飲酒に関して、以下の行為を禁止する。 ・飲酒する。 ・飲酒している場に同席する。 ・酒類を所持する。 （ノンアルコール飲料禁止し、指導する根拠） ①20歳以上が飲用することを念頭に開発されている。 ②20歳未満の飲酒を助長させる恐れがある。 ③混乱やトラブルを招きかねない20歳未満への販売は推奨されていない。 上記①②③のことから飲酒と同様に禁止する。
	指導	上記の定義について違反した場合は懲戒指導とする。

17. 薬物関係

危険薬物の所持、使用、譲渡、薬事法違反などは懲戒指導とする。

18. 入れ墨

入れ墨が発覚した場合懲戒指導とし、保護者と話し合い入れ墨を消すまで出校停止とする。
他人へ入れた場合も同様とする。

19. 校内の風紀を乱し、学校生活の安全を脅かす行為

高校生として相応しくない行為等は 生徒指導委員会で指導内容を検討して校長が決定する。

【軽微な例】 校内風紀を乱す行為	【悪質な例】 学校生活の安全を脅かす行為
①他人への迷惑行為 ②悪ふざけに端を発する器物破損 ③無断充電 【軽微な場合】 ④危険行為 ⑤他人のアカウント・パスワードの使用 ⑥他人の機器・道具を無断使用 ⑦情報漏洩 ⑧その他、指導が必要な行為で軽微な問題行動	①故意的な器物破損、消火器、非常ベルの悪戯、悪質な悪戯 ②機器の盗難・故意的な機器の破損 【悪質な場合】 ③危険行為 ④他人のアカウント・パスワードの使用 ⑤他人の機器・道具を無断使用 ⑥無許可の画像や動画の撮影・投稿 ⑦情報漏洩
指導方針…生徒支援部にて指導内容を検討し指導を行う。	生徒指導方針…生徒指導委員会にて指導内容を検討し、職員会議に諮る。

20. その他

(1) 選挙運動に関する指導について

原則、校内における選挙運動に関しては禁止する。

選挙運動としてできること	選挙運動としてやってはいけないこと
①有権者(18歳以上)は、選挙運動期間内に選挙運動ができる。 ②友人や知人に投票や応援を頼む。 ③電話を使って投票や応援を頼む。 ④選挙運動メッセージを、ネット上の掲示板やブログなどに書き込む。 ⑤選挙運動メッセージを、SNSなどで広める。(リツイート、シェアなど)	①18歳未満の者は、選挙運動をすることはできない。 ②戸別訪問 ③飲食物の提供 ④署名運動 ⑤買収(有権者にお金を送ったり飲食等でもてなすなど) ⑥電子メールを使った選挙運動
※ 基本的には、平成27年10月29日発27文科初第933号高等学校における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について(通知)に準じて指導を行う。	

第3 交通安全指導

1. 自転車通学について

(1) 自転車登録について

生徒支援部が自転車通学者を集めて、一斉に自転車登録を行う。また、任意保険の加入を推奨する。

(2) 安全運転義務違反（無灯火、ブレーキ・反射板や尾灯なし、ヘッドフォン・イヤフォン着用、併走、2人乗り）については、指導に応じない場合、運用規定に準じて指導する。

2. 車両運転(オートバイ・乗用車)に関する指導について

車両通学	定義	車両通学に関して、以下の事項を禁止する。 「登下校時及び校時中の車両(オートバイ・乗用車)の使用」
	指導	上記の定義について違反した場合は懲戒指導とする。
		※ 登下校とは家から学校、学校から家の全ての経路である。 ※ 休日、祝祭日、長期休業中（春・夏・冬）であっても、登下校や校外での活動（大会参加、練習試合等も含む）において一切の利用を禁止する。車両通学幫助も同等とする。 ※ 欠席・欠課・早退の生徒についても、校時中の車両運転を禁止する。 ※ 登下校または校時中に保護者以外の運転する車両に同乗することも禁止する ※ 帰宅後でも、制服で車両を運転していた場合は指導対象となる。 帰宅後必ず私服に着替えてから車両を使用すること。
道路交通法違反	定義	・交通三悪（無免許運転・飲酒運転・スピード違反） ・バイク条件違反（免許取得1年以内2人乗り・幫助） ※ その他の道路交通法違反等については、生徒指導委員会で確認する。
	指導	上記の定義について違反した場合は懲戒指導とする。

3. 免許取得について

運転免許取得は原則として3年次の夏期休業からとする。取得した場合はホームルーム担任に届け出たうえで、学校の定めた講習会などに参加しなければならない。また、運転免許を取得するための欠課、欠席は認めない。 ←（内規）生徒心得第5条4

校時内の免許取得行為、免許取得の無届け欠課・欠席は運用規定に準じて指導する。

第4 いじめについて

いじめ行為

いじめ防止対策委員会が、いじめに該当する行為があったと判断した場合、生徒指導委員会にて指導内容を検討し、いじめに関する運用規定に準じて指導する。

第5 問題行動の対応について

1. 指導規程

(1) 指導の種類

- ①担任、担当教諭等による口頭注意（その場指導）
- ②各学年支援部担当による口頭注意
- ③改善に応じない場合、保護者へ連絡
- ④さらに指導に応じない場合保護者へ連絡、特別指導（日誌指導3日間）
- ⑤保護者召喚による教頭指導
- ⑥訓告指導（日誌活動3日間）
- ⑦停学指導（初回：7日、2回目：10日、3回目：14日、4回目：21日以上の無期停学）
- ⑧停学5回目以降について、生徒指導委員会で指導方針を検討し、職員会議で諮ったうえで校長が指導内容を決定する（退学勧告もあり得る）。
- ⑨周囲の生徒への影響を考慮し、校長は学校の指導方針が決定するまでの期間、自宅謹慎とする（この期間出席扱い）場合がある。

(2) 懲戒指導

懲戒は、訓告、停学、及び退学とし、その処分は校長が行う。

(3) 指導規定

懲戒に関する運用規定に準じて指導を行う。

2. 指導内容について

(1) 特別指導（日誌指導）について

- ①1日の日課（SHR、授業、清掃活動）において、担当教諭から授業態度の評価をもらう
- ②教頭、生徒支援部に日誌のチェックをお願いし、評価をもらう。
- ③放課後活動がある生徒は指示を受け、終了後は評価をもらう。
※期限までに指導を終了できない場合には、段階的に下記の指導を行ったうえで懲戒処分とする。
（ア）担任から保護者への指導超過の経緯の説明や協力依頼を行う。
（イ）支援部主任からの説諭や今後の指導方針の確認。
（ウ）教頭からの説諭や今後の指導方針の確認。

(2) 訓告指導について

- ①訓告による指導期間中は日誌指導を行う。
- ②訓告指導の言い渡しの際には、保護者・本人同席のもと行う。
- ③言い渡しの際は、「誓約書」に記入・読み上げによる宣誓をおこなう。
- ④訓告による指導に対する改善が見られない場合は、指導委員会にて次の段階（停学）に進むか検討をおこなう。

(3) 停学指導について

停学指導は、それまでの指導歴により、原則として入学から卒業までの累積回数とする。

※「生活に関する指導」による懲戒処分は年度をまたがない（学年を超えて累積しない）。

- ①停学による指導期間中は日誌指導を行う。
- ②停学指導を受けるものは、時差登校を行い別室で指導を行う。ただし、期限内に指導を終えることが出来ない場合は、自宅謹慎での指導に切り替える場合がある。

- ③停学指導の言い渡し及び解除の際には、保護者・本人同席のもと行う。
- ④停学を解除する場合は、保護者・本人連署の上、誓約書(様式 11)を提出させる。
- ⑤停学による謹慎期間中の者は、行事や部活動、大会等への参加は認めない。
- ⑥停学中の注意事項

- 9時迄に制服で登校して、課題や奉仕活動を行わせる。無断遅刻・欠席を認めない。
日誌指導を受け、指導職員の指示を確認して下校(15 時目安)させる。
- 諸テストがある場合は別室で受験させる。
- 勤怠や生活態度の不良および日誌・課題の不備等があった場合は、懲戒期間を延長する。また、態度不良の場合は保護者預かりまたは次の段階指導もあり得る。
- 停学指導期間中に、新たに懲戒指導にあたる行為を行った場合は、その段階に応じた指導に切り替える。
- スマートフォンは保護者または生徒支援部に預け、外部との連絡を取ってはいいない。

【生徒の懲戒に関する規定 内規より抜粋 (131 ページ)】

第9条 校長は懲戒に付された者の反省が認められないときは、懲戒の期間を延長することができる。

第6 校則見直し・手続き方法について

校則見直し・手続き方法については別紙「校則見直し・手続き方法」に準じて運用する。

令和6年4月5日改訂